



令和2年（2020年）6月24日

所長様

公共施設マネジメント課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために閉館した指定管理施設の費用負担の考え方について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため閉館した指定管理施設では、人件費も含め施設の維持管理のための経費は必要とされていた一方で、利用料金収入等の減収により今年度の収支計画に大きな影響が生じることが予想されるところです。

については、今後の指定管理施設の安定的な運営のため、閉館中の減収等によって生じた費用負担の基本的な考え方を以下のとおりいたしますので、ご対応方よろしくお願ひいたします。

【基本的な考え方】

緊急事態宣言を受けて行われた施設の閉館については、本市の指定管理者制度導入・運用ガイドラインの準則例5「リスク分担表」に示す「行政的理由による事業変更」と解される。このため、閉館時に生じた経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費は、各施設の基本協定に基づき市側の負担とする。

この考え方を基本としながらも、年度協定の変更や指定管理料予算の補正が必要となった場合には、過去三か年の平均実績や収支計画額等との比較により影響額を算出するなど、施設ごとに合理的な方法により調整を進めること。

- 補填の検討対象となる収入
 - ・利用料金収入
 - ・自主事業収入の一部（ただし、補填を検討する場合は事前に当課に相談してください。）
- 不用額の確認が必要な支出
 - ・光熱水費
 - ・人件費（休業手当含む）
 - ・イベント開催に伴う物件費等
- 臨時的な収支項目として検討が必要なもの
 - ・収入…雇用調整助成金等の各種給付金
(指定管理事業者が雇用調整助成金等の給付申請が可能にも関わらず手続きをしていない場合は、受給申請を行うよう促すこと。)
 - ・支出…アルコール消毒液等感染予防のために必要な物品購入費等